

# お 知 ら せ

## 工事に係る「最低制限価格」の設定基準等について

苫小牧港管理組合においては、200万円を超える工事等の請負契約に係る競争入札を行う場合には、原則として最低制限価格制度を適用しております。

このたび、工事に係る当該制度における設定基準を北海道の改正に準拠して改正し、平成21年5月15日以降に公告又は通知する競争入札から適用することとなりましたのでお知らせします。

### 工 事

#### 最低制限価格の設定

改正前	改正後
予定価格の <u>3分の2から10分の8.5まで</u> の範囲内で、次に掲げる額の 合計に100分の105を乗じた額	予定価格の <u>10分の7から10分の9まで</u> の範囲内で、次に掲げる額の 合計に100分の105を乗じた額
直接工事費の額の 95 %	直接工事費の額の 95 %
+	+
共通仮設費の額の 90 %	共通仮設費の額の 90 %
+	+
<u>現場管理費の額の 60 %</u>	<u>現場管理費の額の 70 %</u>
+	+
一般管理費の 30 %	一般管理費の 30 %